

住民監査請求の手引

四條畷市監査委員事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、四條畷市民が、市長または職員等による公金の支出な財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を構すべきことを請求するものです。(地方自治法第242条)

2 どのような場合に、監査請求ができるか

監査請求することができるのは、次にあげるような四條畷市の財務会計上の行為や事実がある場合です。

(1) 違法又は不当な行為

- ① 公金（四條畷市の管理に属する現金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

なお、上記の行為は、それが行われることが相当の確実さで予測される場合も含みます。

また、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、監査請求することはできません。

ただし、次に掲げる2つの要件を満たす正当な理由がある場合はこの限りではありません。

ア 請求の対象となる行為が秘密裡にされた場合などのほか、住民が相当の注意力をもって調査をしても当該行為を知ることができなかったことが客観的にいえること

イ 請求の対象となる行為の存在及び及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求していること

(2) 違法又は不当に怠る事実

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

3 監査請求の手続き

(1) 監査請求ができる方は、四條畷市に住所を有する方です。

(2) 監査請求をすることがらについて、書面を作成して申し出ることになっています。

(3) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。(例)・・・新聞記事など

(4) 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。

4 請求書の作成方法

(1) 請求書の様式（地方自治法施行規則第13条別記様式）

別添ファイルのとおり

(2) 記入内容

① 請求の要旨（請求の対象とする市長・職員等に関する措置請求の要旨）

次の事項について、記載して下さい。

- ・ だれが（請求の対象となる職員）
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為をおこなっているのか
- ・ その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか
- ・ その行為により、どのような損害が生じているか
- ・ どのような措置を請求するのか

② 請求者の住所 氏名（自署）

③ 請求年月日

④ 請求先 四條畷市監査委員

5 監査請求後の手続き

請求書を提出した後の手続きは、別紙のとおりです。

※ 詳しくは、地方自治法第242条、地方自治法施行令第172条、地方自治法施行規則第13条をご覧ください。